



file.3

信頼関係ができない患者の診療拒否と応召義務

◆岐阜県で起きた歯科医師刺殺事件◆

一月二十日に岐阜県岐阜市の歯科医院長が、院内で患者に首を刺されて亡くなるという痛ましい事件が起きた。報道によると患者は、過去に受けた歯周病の治療で自分が思つた以上に多くの歯が失われたことに強い不満を抱き、補償を求める趣旨の手紙が数回にわたり投函されていたという。先生は警察に相談していたが、「現段階で相手を刺激すると、どんな行動に出るかわからない」と警察の介入を拒んだとされている。

この事件は、刺殺された先生が応召義務を果たそうとした結果、起きたのかもしれない。

協会にも診療拒否と応召義務の関係の相談が多く寄せられているので、今回は応召義務の事例について紹介する。今回のよろづや痛ましい事態を防ぐ一助となれば幸いである。

【相談】

電話で院長の悪口や意味不明なことを言つて罵声を浴びせてくるが、治療を希望し予約を取ろうとしてくる。信頼関係が築けない中で治療はできないため「当院では対応できないので、他の歯科医院に行かれた方が良いのでは」と伝えると、「応

召義務があるのに断られるのが、歯科医師法違反になるのを分かっているのか」などと言つてくる。応召義務違反になるのか。

【応召義務】

歯科医師法第十九条に「診療に従事する歯科医師は、診察治療の求められた場合には、正当な事務を拒否されない」と規定されています。しかし、これが拒否される場合には、正当な事務科目以外でも応急処置

など、診療方針に非協力的態度で改善しない患者の場合など、事実上、診療が不可能な場合は、診療を拒否することが許されるものと考えられる。

今回のよう、悪口や罵声を止めさせていただくようになに話しても患者が応じない場合には、「正当な事由」として客観的に判断ができるよう、患者の発言やその対応など、具体的な事項はカルテに記載しておくことが良い。

怒鳴つたり、騒ぐ患者の場合には、診療室や院長室には通さずに、待ちしている。

関連研究会の開催を予定

なお、協会では六月に、患者トラブルと、あわせて集団的個別指導と高点数個別指導に関する研究会を開催する予定なので、積極的なご参加をお待ちしている。

等できる範囲のことはしなければならない、④疲労や病気により診療や診療が事实上、不可能な場合に限られ、単なる軽度の疲労を理由に拒否できない、と示されている。

ただし、上記通達は、それのみをもって拒否してはならないと述べてい

る。応召義務違反に現行歯科医師法による处罚規定はないため、刑事责任を追及されることはないが、医療機関の診療拒否によって患者に損害が生じた場合には、歯科医師の過失が認定されるとす

べる判例もあることから、応召義務をできる限り果たすことが求められる。

【対応方法】

実際にトラブルになりそうな場合、またはトラブルになってから患者と話をする際は、一般的には複数で対応することが基本となる。特に歯科医師が男性で、患者が女性の場合などは、女性のスタッフを同席させること

ができるよう、患者の発言やその対応など、具体的な事項はカルテに記載しておくことが良い。

患者トラブルと、あわせて集団的個別指導と高点数個別指導に関する研究会を開催する予定なので、積極的なご参加をお待ちしている。

された場合のことも想定して、感情的なことは記載せず、事実関係のみに留めるよう、注意が必要である。

応召義務違反に現行歯科医師法による处罚規定はないため、刑事责任を追及されることはないが、医療機関の診療拒否によって患者に損害が生じた場合には、歯科医師の過失が認定されるとす

べる判例もあることから、応召義務をできる限り果たすことが求められる。

これが大前提であるが、応召義務の「正当な事由」を理解したうえで、患者に向か合うことも重要です。

患者との信頼関係を構築して歯科医療を行うこと

が望ましいこともある。

毅然とした態度で対応し、それでも応じなければ警察へ連絡する。

生命、身体、財産等に

対し、害を与えられる危険性がある場合には、警察に相談し、対処を積極的に依頼する。患者と直

接会つて交渉をする時

に、来院時間に備えて警

察に待機してもらうなど

の対応方法もある。